

安全保障体制と集団的自衛権について

主権国家としての国防のあり方を考える

はじめに

わが国を取り巻く国際情勢は日に日に緊迫の度合いを深め、中・韓との関係は今や正常な状態とは言い難い。解決済みの過去の問題はもとより、条約等を通じ決済済みの問題まで蒸し返し、言いたい放題、言われっ放しの状態が続いている。

歴史認識をめぐる確執がエスカレートし、手が付けられない状態となっている。もし、これ以上の改善が期待できないとすれば両国関係はどうなるのだろう。国交断絶もやむなしの感すらある状態である。国交断絶と言えれば戦争状態を想起するが、そこまでの事をいうのではなく、これほど一方的で強引に善隣友好関係を破棄する姿勢を崩さないのなら日本も断固たる決意で相対する必要があるだろう。

領土に関して尖閣諸島は日本の固有の領土だと強く主張しているが、中国も全く同じ主張をしている。辛うじて現時点では尖閣諸島は占拠されていないが、竹島に至っては完全に韓国に占拠され実効支配を許している状態である。それでも日本は尖閣と同様に竹島は日本の固有の領土だと主張をし続けている。こんな主張がどれ程の意味を持つのか、国家とは何か、領土とは何かを考えても実効支配されている竹島が、とても日本の領土だと言える状態ではない。それでも言い続けねば韓国の領有を黙認することになるので、言い続けているのは虚し過ぎる茶番である。

北方四島も同じである。完全に実効支配されている状態が戦後 70 年続いており、これが返還されると信じているのも茶番である。絶対に還って来ないというのではなく、還って来るとしても膨大な見返りを求められるのは明らかである。であれば、自分の領土を金で買うことになるがこれでよいのだろうか。

こんな歪な状況のなかで、国際間の不法不当な行為をこれ以上エスカレートさせないために何をなすべきかを考える必要がある。

時あたかも、アメリカ大統領の訪日があった。北東アジアの緊迫状態を憂いている日米の首脳が会談をした結果、日米の絆が深まったことは結構だが、日米関係も従来とは若干様変わりが感じられる。何がどう変わりつつあるのか、同盟関係のあり方に多大の影響を及ぼす集団的自衛権問題を含め、これからの日本の歩むべき道を真剣に考えてみる必要があるようだ。喫緊の課題は、一も二もなく主権国家としての国防のあり方であろう。独自で国を守るための自衛とは何で、集団的自衛権とは何なのかを検証することにした。

オバマ来日と安保条約をめぐる動き

オバマ大統領が来日した。今回の来日が従来の大統領訪日のケースと較べかなり変わっていたのも気にかかることであった。オバマは当初1泊2日を予定していた。しかし、国賓としてアメリカ大統領を迎えるためには皇室関係の行事などでどうしても2泊3日は必要であるとして、日本の外交筋は懸命に工作を展開したようであった。その結果、どうにか格好が付く2泊3日で来日し、3日目の午前中に韓国に旅立った。緊迫するアジア情勢の大事な時期にオバマを迎えるのだから1泊だけで韓国に旅立たれたのでは格好がつかないところであった。

しかし、こんな気遣いをしなければならないこと自体が同盟国として日米の関係がしっくりいっていない感じがしてならない。先日も安倍総理が靖国参拝をした際にアメリカが不快感を表明する予想外のアクションを示したが、同盟国としてのアメリカとの関係が以前とはかなり様変わりしてきたことを感じる。

考えてみると普天間基地をめぐる前政権の不誠実な対応は、アメリカ側が日本をパートナーとして信頼がおけないと感じていたとしても仕方がないことであった。

こんな状態のなかでオバマは「尖閣諸島は日米安全保障条約第5条の適用範囲」と明言したことを政府筋はもとよりマスコミまでが安堵し評価しているが、この見解は歴代のアメリカ政権が以前から踏襲してきた見解であり別段新しい話ではない。アメリカは最近緊迫する尖閣諸島をめぐる日中の動きに関し、中立的な態度を執り続けてきた。オバマは領有権については見解を示さなかったし中国を刺激しないように非常に気を遣っている感じが拭えなかった。

安倍首相との共同記者会見で米国人記者から尖閣諸島に関する質問に対しオバマはかなり後ろ向きの発言をしていたのは気になった。米国人記者が「中国が尖閣諸島に侵攻した場合、米国は軍事力の行使を検討するのか」「その場合、どこにレッド・ライン（軍事的手段に訴える境界）を引くのか」という質問に対しては、「レッドラインは設けていない」「軍事力を行使するとは限らない」と受け答えをしていることだ。

オバマ大統領は、尖閣諸島問題について、中国を刺激することなく日本を満足させるという大変難しい仕事に成功したようであり、このあたりにもアメリカ外交のしたたかさを感じた。しかし、ほとんどのマスコミは5条の適用範囲だとするコメントを大きく評価し安心と喜びを表明していたのはアメリカに対する追従姿勢だと見るのは厳し過ぎだろうか。

頼りになるのか、アメリカのアジア戦略

この機会に最も留意すべきは、尖閣諸島は日本単独でも身体を張って防衛する決意を示すべきだということである。アメリカは領有権問題については態度を明確にしようとはせず現状変更を望まないといっているだけである。レッドラインは設け

ないとすれば不測の事態が発生した場合アメリカが安保の5条の規定を遵守し行動を起こす保証はない。アメリカの出動は、あくまでアメリカの国益とのバランスの上で判断されることであり日本のためだけではない。誰もいない無人島を守るためにアメリカの青年が血を流すことは到底考えられないのではないか。条約を守らないから罰則が課されることなどありえない。旧くは、日ソ不可侵条約がそうであり、韓国とは法的に戦後処理はすべて終わっているのに従軍慰安婦問題などでも補償を云々する事態となっているし、中国は戦後処理の枠を超越して商船三井の鉄鉱石運搬船「バオスティール・エモーション」を差押さえ、その解決のために商船三井は40億円の和解金を支払った。40億円という金額をどう評価するかであるが、差押さえられた積載物と船の価値を考え合わせれば理屈を言ってるより金を支払う方が安くつくかもしれないが、こんな理不尽なことが通用すること自体が問題である。

強権的に出れば日本は簡単に譲歩すると軽く見られ、舐められてしまうこの種の問題は後を断たないだろう。

尖閣諸島に関し日米安保によるアメリカの出動を期待する前に日本の自衛隊が出動し侵略を阻止する具体的な動きをしなければならぬのは当然である。その場合にアメリカ軍が出動しないとすれば国際的な信頼関係が損われ結果的に国益を損ねることになるだろう。しかし、ここで問題なのはアメリカが中国を敵にまわすこととのバランスをどう調整するかということだろう。

同盟関係を強固にし、共に国際社会で協調するためには、先ず自らが主体的に対応することと、集団的自衛権などは当然行使できる状態を作り上げることが不可欠である。

ここで集団的自衛権について、その来歴と日本政府の今日までの見解を検証することにしたい。

日本国憲法と自衛権

いく度か憲法の問題を取り上げ、自衛のための戦力の問題などを検証してきたので重複は避けたい。しかし、率直に言って日本国憲法はどのように読んでも兵力や戦力を持ってないとしか読めない。国際紛争を解決する手段として交戦権を放棄するとすれば、国土侵略の事態に対してどうやって対処するのか。どう考えても理解できないのが日本国憲法である。戦争の放棄を謳いあげることが素晴らしいことだが、自衛のための戦力やそのための交戦権について全否定する日本国憲法を改正せず、そのままにしながら警察予備隊から保安隊を経て自衛隊へとアメリカの都合によって憲法解釈を歪めてきたのである。歪められてきたとはいえ、国際環境の激変のなかで、無理を承知の屁理屈で解釈だけを変更する便法で今日を迎えたが、もう限界である。なぜ憲法の間違いを糾せないのか。日本は戦後70年間、人に向かって鉄砲を撃ったことがない類い稀な平和国家である。この実績をもとに国際社会の中で孤立せずに協調できるようにするためにも憲法改正をしなければならないと確信する。

アメリカ軍や国連警察軍との共同行動に際し救援は受けるが援護はできないなどという憲法上の制約を根拠に集団的自衛権を行使できないなどの論理が通用するほど国政情勢は悠長なものではない。自衛権が自然権であり、自衛隊は自衛のための戦力だとする解釈を許容するのであれば集団的自衛権も内閣法制局の見解に縛られることなく必要最小限の制約つきで行使できるように解釈変更をすべきである。

民主主義は時間がかかるといわれるが、国際情勢の動きとの勘案において、根本的には憲法改正をしなければどうしようもない時期を迎えているが、喫緊の課題として集団的自衛権の行使ができるようにするのは当然である。

集団安全保障と個別的軍事同盟

政治的必要性からかなり無理な解釈改憲をしてきた日本の防衛に関する基本理念は専守防衛である。同時に一方では国連中心主義などと都合の良い言い方をし日米安全保障条約による抑止力で小康状態を保ってきた。日米安保体制は国連の機関ではないし集団安全保障体制でもない。完璧な個別的軍事同盟である。然らば集団安全保障体制とは何か、日米安全保障条約とは、どう違うのかについて改めて検証してみたい。

国連は第二次世界大戦後の国際社会の平和を確保する手段として、国際紛争の抑止や軍備の規制のために集団安全保障 (collective security) の制度を採用した。とりわけ国連憲章が重視したのは集団安全保障の機能であった。

この制度は、国際社会または一定の国家集団において、それに属する諸国が相互に不可侵を約束するとともに、この約束に反して武力を行使する国がある場合には、それ以外の国はすべて協力して集団的に強制措置をとり諸国の結集した力の威圧により平和を維持し紛争を解決し相互に安全を確保する体制をいうものである。

だから日本は、武力の行使や武力による威嚇を伴う集団安全保障への参加については憲法 9 条が許容する「必要最小限度の範囲」を超えるため許されないとの解釈を取ってきたのである。その一方で、集団安全保障は「国連加盟国の義務」であり、憲法上は制約されないと歴代総理大臣の私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」は主張してきたのである。その通りだと考えるが、どこまで行ってもご都合主義的な解釈をし続けねば憲法上問題になるのだ。

いずれにしる国連が主導しようとした「集団安全保障体制」は、国連憲章第 6 章「紛争の平和的解決」、及び第 7 章「平和に対する脅威、平和破壊及び侵略行為に関する行動」に立派な規定がありながら、大国のエゴの象徴ともいえるべき常任理事国の拒否権により、見る影もなく空文化し現在ではその機能が麻痺し、ほとんど意味をもたなくなってしまったのである。これが国連を中心とする集団安全保障体制の実態なのである。

国連が主導する平和維持活動とは

機能不全をきたしている国連が、集団安全保障体制に代るものとしてその実践活動を通じて新しい方式を生み出しかなりの実績を収めるに至ったものに国連軍による平和維持活動がある。具体的な例として顕著なものは1956年のスエズ運河をめぐる動乱の際に、「国連緊急軍・UNEF」が動乱収拾に成功を収めた。その後国連部隊や軍事監視団などの小規模の軍事組織が行う現地活動が注目を浴びるようになり、やがてこれらが「平和維持活動・Peacekeeping Operations」（略称PKO）として認知されるようになった。端的に言って現在の国連の平和維持機能はこの活動以外には存在しないと言っても過言ではないだろう。

平和維持活動は、理論的には中立性を原理的に排除する集団安全保障とは基本的に相容れない観念である。維持軍の平和維持活動の最大の特徴が軍事機関による平和への貢献がその強制力によってではなく国連機関の中立的存在を通じてなされることにあるからである。

平和維持活動と日本

日本が国連PKOへの参加を開始したのは、1992年6月に「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」（通称PKO法）が成立してからである。この法律は、1990年の湾岸危機発生以後、国際社会の一員として、その平和と安全に日本がどのように貢献していくかを模索する中で、国民を二分する議論を経て制定された。

この法律に基づく初めての要員派遣として1992年9月に第2次国連アンゴラ監視団に3名の選挙監視要員を派遣した。また自衛隊派遣として国連カンボジア暫定統治機構（UNTAC）に施設部隊等を約600名派遣した。以後これまで世界各地で展開してきた延べ14の国連PKO等に約9000名の人員を派遣している。

近年、平和維持活動への国民の支持が広がってきているが、UNTACでは1993年4月に国連ボランティアとして選挙準備に当たっていた中田厚仁さんが亡くなり、同年5月には文民警察要員の一員である高田晴行警視が殉職され、また1998年7月には国連タジキスタン監視団（UNMOT）に政務官として派遣されていた秋野豊さんが亡くなられたように、国際社会の平和と安定のために日本人のPKO要員の犠牲が相次いでいるのは残念である。

日米安全保障条約

オバマの来日と尖閣諸島への対応で最近急に話題に上るようになった日米安保について改めて検証してみたい。1952年4月の平和条約とともに発効した日米安保条約は8年後の1960年6月に「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」の名のもとに新しい条約として再出発した。この安保改定が「60年安保」

と言われるもので、岸信介総理が政治生命をかけて改定したものである。日米安保条約をめぐっては戦後最大のデモが展開され、国会への乱入事件で東大生樺美智子さんが亡くなる事件がおきた。

改定された新安保では旧安保にはなかった米国の日本の防衛義務が明記された。すなわち「日本の施政下にある領域」が条約区域となっており、日本が在日米軍基地を守ることによって米国も日本を防衛するという形式上の双務性を辛うじて確保することになったのである。その他にも戦闘行動や装備の重要な変更について事前協議をすることが加えられた。

しかし、付属法令である行政協定なども含め日米間には数々の紆余曲折があった。

極東条項と言われ極東の範囲をめぐる議論もあったが 1997 年「日米防衛協力のための指針」で「周辺事態」に改められ安保第 5 条は周辺事態法に基づく地域とされた。安保条約は 10 年が期限とされ双方のいずれかが一年前に通告すれば破棄できるもので、1970 年の千里万博の年に改定時期を迎えた。60 年安保闘争に比べ、70 年の安保改定は静かであった。万博の太陽の塔の目玉部分に人が入り込み安保反対を叫ぶなどの動きはあったが大した波乱はなかった。それ以降は安保改定はそれ程話題になることがなく自動継続で今日に至っている。

<資 料>「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」

第一条

締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、それぞれが関係することのある国際紛争を平和的手段によつて国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、並びにそれぞれの国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束する。

締約国は、他の平和愛好国と協同して、国際の平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する。

第二条

締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによつて、平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献する。締約国は、その国際経済政策におけるくい違いを除くことに努め、また、両国間の経済的協力を促進する。

第三条

締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

第四条

締約国は、この条約の実施に関して随時協議し、また、日本国の安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。

第五条

各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置は、国際連合憲章第五十一条の規定に従つて直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

第六条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

第七条

この条約は、国際連合憲章に基づく締約国の権利及び義務又は国際の平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、どのような影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解釈してはならない。

第八条

この条約は、日本国及びアメリカ合衆国により各自の憲法上の手続に従つて批准されなければならない。この条約は、両国が東京で批准書を交換した日に効力を生ずる。

第九条

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約は、この条約の効力発生の時に効力を失う。

第十条

この条約は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じたとき日本国政府及びアメリカ合衆国政府が認める時まで効力を有する。

もつとも、この条約が十年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する。

~~~~~

## 集団的自衛権 (right of collective self-defense)

他の国家が武力攻撃を受けた場合に、直接に攻撃を受けていない第三国が協力して共同で防衛を行う国際法上の権利である。その本質は、直接に攻撃を受けている他国を援助し、これと共同で武力攻撃に対処するというところにある。

「集団的自衛権」は1945年に署名・発効した国連憲章の第51条において初めて明文化された権利である。国連憲章第51条を以下に引用する。

『この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持または回復のために必要と認める行動をいつでもとるこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない』

集団的自衛権は国連憲章では「固有の権利」として規定されたが、個別的自衛権は同憲章成立以前から国際法上承認された国家の権利であったのに対し、集団的自衛権については同憲章成立以前にこれが国際法上承認されていたとする事例・学説は存在しない。個別的自衛権については国際慣習法上、相手国の攻撃が差し迫ったものであり他に選択の余地や時間がないという「必要性」と、選択された措置が自衛措置としての限度内のものでなければならないという「均衡性」が国家が合法的に個別的自衛権を行使するための条件とされる。

集団的自衛権が攻撃を受けていない第三国の権利である以上、実際に集団的自衛権を行使するかどうかは各国の自由であり、通常第三国は武力攻撃を受けた国に対して援助をする義務を負うわけではない。そのため米州共同防衛条約、北大西洋条約、日米安全保障条約などのように、締約国の間で集団的自衛を権利から義務に転換する条約が結ばれることもある。とはいえ締結国の間での義務も流動する国際情勢の中では遵守される保証はなく、あくまでも国際情勢の流れの中で当事国の国益が判断基準になるのは避けられない。日米安保をめぐる最近の動きはアジア情勢の歪みに呼応するような感じで、日本に対する支援がアジアの情勢にどんな影響があるのかを勘案し、同時に国益の収支バランスを考える動きが顕著になってきた。

## 集団的自衛権に関する日本政府の見解

現在の日本政府の公式見解は、集団的自衛権は保有しているが憲法の制約があるために行使できないというものである。すなわち、内閣法制局は憲法第9条は狭義の自己防衛以外の武力行使と交戦権を禁じているからというものである。

日本周辺の安全保障環境は厳しさを加えており、北朝鮮は核開発や弾道ミサイル発射実験を行い、米本土まで射程におさめる技術を持つに至った。国連は集団安全保障の仕組みをもっているが、常任理事国の利害の対立のために機能していない。

そこで問題となるのが二国間同盟としての日米安保の役割である。ところが日米

安保はアメリカは日本防衛の義務を負い日本もアメリカ防衛の行動をとることになっているが、その行動は日本国内の米軍基地が攻撃を受けた場合に限られている。

例をあげれば、北朝鮮のミサイルが日本の領空を通過しアメリカ本土に向う場合に、日本がこれを打ち落とすことはできない（現実には技術的に不可能とされている）。アメリカの艦船が公海で攻撃を受けた場合でも、その攻撃が日本に向けられたものでない限り反撃したり救援することはできない。その反面その場にいた日本の艦船が攻撃を受けた場合は、アメリカ軍はこの攻撃を排除し救援活動をしなければならないのである。このような片務契約（同盟）はどう考えても不自然であり早急に双務性のあるものにしなければ信頼関係が揺らぐのは当然である。これが集団的自衛権行使の可否がもたらす問題なのである。

最高裁は憲法 81 条で法令の合憲性を最終判断する権限を持っており、憲法の有権解釈は最高裁の判決で示されるべきものである。ところが 9 条にからむ問題は極めて政治性が高いために裁判所は立法や行政で問題を解決すべきとして判断を避ける傾向がある。いわゆる「統治行為論」である。裁判所の憲法解釈が示されなくとも政府は自衛隊法などの法令を実際に運用して行かなくてはならない。法制局が中心となって示してきた解釈が重視されてきたのはこうした経過があるからだ。しかし、内閣の一行政機関が最高法規である憲法解釈を実質上担っているのは不自然であり、解釈は内閣が責任を持って決め内閣法制局が従うべきである。

## 自衛権に関する最高裁判決（砂川判決）

砂川事件とは昭和 30～32 年東京都下砂川町（現立川市）で起こった米軍立川基地拡張に反対する闘争のことである。政府は測量を強行したが、住民・労働者・学生も大量動員で対抗、逮捕者も多数出た。裁判では、初めて日米安全保障条約の憲法適合性が争点になった。翌 34 年 3 月の東京地裁は駐留米軍を憲法 9 条に違反する「戦力」として無罪判決を言い渡した。これに対し、検察側は高裁を飛び越し、最高裁へ跳躍上告した。34 年 12 月最高裁大法廷は 9 条について「主権国として持つ固有の自衛権は何ら否定されたものではない」と認定。「自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然」として日本国にも自衛権があるとの判断を示し、地裁判決を破棄した。判決では個別的、集団的という区別はしないで「自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうる」とした。これが砂川判決と言われるもので判決には直接集団的自衛権に関する言辞は見当たらないが田中耕太郎裁判長の補足意見を「根拠」として高村正彦自民党副総裁は集団的自衛権の限定容認論唱えている。

## むすび

日米首脳会談の結果、尖閣諸島は安保条約第5条の適応範囲であることを大統領が明言したことは大きな成果であるが、中国は東シナ海で防空識別圏を一方的に設定したり、尖閣諸島周辺の海域で頻繁に領海侵犯を繰り返しており南シナ海でも同様の海洋権益の拡張を図る動きを公然と展開している。

次なる中国の出方は偽装漁民による尖閣諸島の不法占拠だろう。偽装漁民の占拠は単なる不法入国とされるならその対応は警察権の範疇である。従って安保条約第5条の対日防衛義務に関して考えると、いわゆる「グレーゾーン事態」であり米軍はもちろん自衛隊も動けないだろう。中国は恐らくこのような手段を使って占拠に向って進んで来るのではないか。偽装漁民、実は軍人が不法に居つづけた場合の中国側の言い分は、中国固有の領土だからとその正当性を前面に押し出し、のりくらしと理不尽な対応を続けるだろう。こんな事態に対して日本側は警察権を発動し実力行使をして強制排除と明確な法的処理をすべきである。

菅政権の時代に中国漁船が海上保安庁の警備艇に体当たり攻撃を繰り返した際に、逮捕はしたが不起訴のまま無罪放免をした。あのふざけた対応は絶対に繰り返してはならない。

連休明けから始まるとされている政府の有識者会議「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）の報告書が公表されると各党協議が大詰を迎えることになるだろう。政権与党である公明党は依然として集団的自衛権に対して否定的である。その理由は支持母体の婦人部が「戦争に巻き込まれる危険性がある」として拒否反応が強いからだそうである。時代認識が少しずれている感じする。そのことを非難する積りはないが、政権与党なのだからもっと明確に支持母体に対して、説明と説得をする責任があるのではないか。

野党が賛成し与党が反対している状態はやはり歪である。話し合いを進め共通認識に至ることを期待したいものである。

(文中敬称略)

平成26年5月14日

松室 猛

## 参考文献

藤田久一 国連法 東京大学出版局 2000年10月

香西 茂 国連の平和維持活動 有斐閣 1991年7月

石破 茂 日本人のための「集団的自衛権」入門 新潮新書 2014年3月